

介護保険サービス事業所 指定申請の手引き

【居宅介護支援・(介護予防)地域密着型サービス・総合事業(指定第一号事業)】

さくら市 健康福祉部 高齢課介護保険係
(R6.8作成)

1. 指定を受けるためには

介護保険の居宅介護支援または地域密着型サービスの提供を行う場合は、指定基準（人員・設備・運営基準）を満たしたうえで、市の指定が必要となります。市の指定を受ける場合は、関係法令を遵守してください。基準等を満たさない場合は、指定または更新は受けられません。

なお、すでに指定を受けている事業所が基準を満たさなくなった場合は、事業の休止または廃止の届け出が必要となります。

2. 申請期限

- ◆新規申請の場合：事業を開始する月の前々月末日まで（閉庁日の場合は、その前日）
（例）4月1日付けで指定を受けたい場合：2月末日

※申請書は完全な状態で提出してください。書類に不備があると、事業開始日までに指定ができない場合があります。新規事業開始を予定している場合は、お早めに事前相談をお願いします。

- ◆更新申請の場合：6年ごとに更新が必要になります。指定有効期間の終了3か月前に更新の通知を送りますので、指定された期日までに申請してください。

3. 提出方法

市ホームページに必要書類が掲載されています。必要事項を記入し、添付書類を確認して、さくら市高齢課まで申請してください。

- ◆新規申請の場合：一度対面の機会を設けさせていただきたいので、ご持参ください。なお、すでに複数の事業所を運営している事業者の場合は、その限りではありません。

◆更新申請の場合：メール・郵送にて送付してください。（ご希望の場合は、持参も可）
※地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所の更新の場合：前回の指定申請時と変更がない場合は、書類が省略できます。詳しくは、市ホームページに掲載されている添付書類一覧表をご確認ください。

4. 現地調査

指定月の前月に現地調査を行い、設備や備品、書類等の確認を行います。その際に、写真を撮影します。

調査日は事業所との事前調整の上、決定します。

5. 関係法令等

関係法令を確認し、遵守してください。

【参考】

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日号外厚生労働省令第 38 号)
- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年 3 月 14 日号外厚生労働省令第 34 号)
- ・指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年 3 月 14 日号外厚生労働省令第 36 号)
- ・さくら市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年 12 月 10 日条例第 22 号)
- ・さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスのための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (平成 24 年 12 月 10 日条例第 23 号)
- ・さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に基準を定める条例 (平成 30 年 3 月 20 日条例第 19 号)
- ・さくら市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則 (平成 18 年 4 月 1 日規則第 28 号)
- ・さくら市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者等の指定に関する規則 (平成 29 年 2 月 23 日規則第 4 号)
- ・さくら市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則 (平成 30 年 3 月 20 日規則第 21 号)
- ・さくら市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱 (平成 29 年 3 月 31 日告示第 55 号)

6. 用語の定義

①常勤

事業所における勤務時間が、事業所によって定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は週32時間を基本）に達していることをいいます。

※雇用契約上、正職員であっても週20時間の勤務契約としている場合、介護保険の人員基準上は、「非常勤」となります。また、同様に非正規職員契約であっても週40時間の勤務契約としている場合、介護保険の人員基準上は、「常勤」となります。

②常勤換算方法

1ヶ月の延勤務数を常勤職員が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本）で割って算出し、事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する計算方法です。

※職員が兼務している場合は、集計する職種の勤務時間を集計します。

※勤務時間に残業時間は含まれません。

※非常勤の従業者の休暇や出張時間は、勤務延時間に含めることはできません。なお、常勤の従業者の休暇や出張時間は、その期間が暦月で1月を超えない場合は勤務延時間に含むことができます。

※育児・介護休業法の短時間勤務や、男女雇用機会検討法の母体健康管理措置の対象者は30時間勤務で常勤と取り扱うことが可能です。

③勤務延時間数

勤務表上、サービス提供に従事する時間またはサービス提供のための準備を行う時間（待機の時間を含む）として明確に位置づけられている時間の合計数です。

④専ら専従する

原則、サービスの提供時間帯を通じてサービス以外の職務に従事しないことをいいます。

サービス提供時間帯とは、事業所の勤務時間のことで、従業者の常勤・非常勤は問いません。ただし、通所介護においては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをもって、足りるものとなります。

7. 人員基準

各サービスによって基準が異なりますので、市の条例や要綱を確認した上で、該当事業所の基準をよく理解し、申請してください。

なお、人員基準が満たせなくなった場合は、事業の休止または廃止の届け出が必要となります。その状態が継続すると、指定が取り消されることがあります。

【市の条例・要綱】

- ・ さくら市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月20日条例第19号）
- ・ さくら市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月10日条例第22号）
- ・ さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に並びに指定地域密着型介護予防サービスのための効果的な支援に関する基準を定める条例（平成19年12月10日条例第23号）
- ・ さくら市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者等の指定に関する規則（平成29年2月23日規則第4号）

8. 設備基準

各サービスによって基準が異なりますので、市の条例や要綱を確認した上で、該当事業所の基準をよく理解し、申請してください。

なお、設備基準が満たせなくなった場合は、事業の休止または廃止の届け出が必要となります。

【市の条例・要綱】

- ・ さくら市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月20日条例第19号）
- ・ さくら市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月10日条例第22号）
- ・ さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に並びに指定地域密着型介護予防サービスのための効果的な支援に関する基準を定める条例（平成19年12月10日条例第23号）
- ・ さくら市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者等の指定に関する規則（平成29年2月23日規則第4号）

9. これまでにいただいた質問

①地域密着型と緩和型の通所介護の指定を受けたい。定員はどのように考えればよいか。

A. 事業所として、全体の定員を設定したうえで、地域密着型、緩和型の定員をそれぞれ設定してください。人員は、より多いほうの基準に則るものとします。

②同一敷地内で居宅介護支援事業所の管理者と訪問介護のサービス提供責任者を兼務することは可能か。

A. 居宅介護支援事業所の管理者は常勤専従である必要があります。しかし、業務に支障がないと認められれば、同一敷地内での他事業の兼務は可能です。その場合、「業務に支障がないことの申出書」を提出してください。なお、訪問介護支援員との兼務は業務に支障がないとは認められないため、不可となります。

③地域密着型通所介護の営業日に利用者がいない場合、人員配置はしなくてよいか。または、同一敷地内の別事業所に出勤している職員が兼務でもよいか。

A. 営業日と定めている場合、利用者がいなくても緊急の利用等に対応できるよう基準を満たす人員配置は必要です。ただし、同一敷地内の別事業所で待機することは可能です。しかし、別事業所において、地域密着型通所介護の勤務者として計上はできません。

10. 指定後の変更等に係る届け出について

①変更届

各サービス事業者は、指定の内容に変更があった場合は、10日以内に変更の届け出を行う必要があります。

各サービスによって、提出書類が異なります。変更届と届け出が必要な変更一覧は市ホームページに掲載されていますので、メール・郵送にて送付してください。（ご希望の場合は、持参も可）

※なお、運営規程に職員の員数の実数を記載する場合は、1年のうち一定の時期を比較して変更している場合とするため、変更の届出は1年のうち一定の時期に行うことで可とします。

②廃止・休止届

事業所を廃止または休止する場合は、1ヶ月前までに届け出をしてください。

なお、休止届については、原則1年以内に再開できる見通しがある場合に限りです。

廃止届・休止届は、市ホームページに掲載してあります。

③再開届

休止していた事業所を再開する場合は、再開後10日以内に届け出をしてください。
なお、廃止した場合は、再度指定の新規申請が必要となります。
再開届は、市ホームページに掲載してあります。

④加算の算定または区分変更に係る届出

すでに届け出た内容を変更して加算等を行うには、事前に届け出が必要です。

◆施設系サービス（※）

適用月の1日まで（閉庁日の場合は、直前の開庁日まで）

（例）8月から適用→8月1日までに提出

※施設系サービスは以下のとおりとします。

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護

◆上記以外のサービス

適用月の前月15日まで（閉庁日の場合は、直前の開庁日まで）

（例）8月から適用→7月15日までに提出

なお、加算の要件を満たさなくなった場合は、速やかに届け出てください。
基準に該当しなくなった日から、加算等の算定はできません。

11. 事故報告について

サービス提供中に利用者のケガ及び死亡等の事故が発生した場合は、市へ報告を行う必要があります。事故発生時には、栃木県が令和3年4月1日に発出した「介護サービス事業所における事故等発生時にかかる対応について」に基づき、事故報告書を提出してください。
※詳細は「介護サービス事業所における事故等発生時にかかる対応について」参照

◆事故の対象

- ①サービスの提供による利用者の怪我又は死亡事故の発生（※）
- ②食中毒及び感染症、結核の発生（サービス提供に関連して発生したと認められる場合。なお関連する法令に届出義務がある場合には、これに従うこと）
- ③職員（従業者）の法令違反、不祥事の発生（利用者の処遇に影響がある場合）
- ④利用者又はその家族等に係る個人情報の漏洩の発生
- ⑤その他報告が必要と認められる場合

※①の取り扱いについて

注1) 送迎・通院等の間の事故を含む。

注2) 怪我の程度については、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要になったものは、原則として全て報告すること。

注3) 事業所側の過失の有無は問わない。利用者の過失によるけがであっても、注2に該当する場合は報告する。

注4) 利用者が病気等で死亡した場合であっても、死因に疑義が生ずる可能性があるときは、市町へ報告する。

12. 実地指導について

市では、適正な介護保険サービスの運営と介護給付のために、介護保険サービス事業所に対して実地指導を行っています。

指導の頻度は、6年間の指定期間中に1度を基本とします。新規指定を行った場合は、翌年度中に1度実施指導を行います。

なお、実地指導の結果によっては、この限りではありません。

実地指導を行う場合は、確認資料や提出資料を明記し、1ヶ月前までに事業所あて通知します。

13. 問い合わせ先

さくら市役所 健康福祉部高齢課 介護保険係

〒329-1392 さくら市氏家2771番地

電話：028-681-1155 FAX：028-682-1305

mail：korei@city.tochigi-sakura.lg.jp

URL：http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp